

知的財産権の経済的価値評価

平野 聖^{*1}

1. はじめに

知的財産権活用の手法のひとつとして、その金融担保化が挙げられるが、いまのところ法的環境が整っていない、知的財産権の経済的価値評価基準が定まっていないといった点がネックとなり、スムーズに進まないという現実がある。本稿では、主として知的財産権の経済的価値評価の側面に着目して、その現状と課題および今後の方向性について考察する。

2. 経済的価値評価の基本的な考え方

—(財)知的財産研究所版—

(1) 経済的価値評価の二段階

(財)知的財産研究所によれば、知的財産権の価値評価にあたっては、まず担保性の判定等の当該知的財産権自体の評価を行い、次に無形資産としての価値評価を行うとする¹⁾。

① 第一段階：知的財産権自体の評価（担保性の有無）

平成12年に特許庁が公表した「特許評価指標（技術移転版）」が、特許権の評価基準として定着しつつある。この基本的な考え方（表1）は、一般的な知的財産権全般に適用できるものと思われる。

② 第二段階：知的財産権の価値評価（値付け）

一般的に資産評価アプローチとしては、表2の3つの方法が挙げられる。

(2) 知的財産権の価値評価

① 各資産評価アプローチの評価

上記の資産評価アプローチについてまとめて見ると、表3の通りとなる。

現状においては最も妥当な考え方と思われる収益還元法（インカムアプローチ）、特にディスカウント・キャッシュフロー法を主に採用する方向で、(財)知的財産研究所は検討を行っている。

② ディスカウント・キャッシュフロー法の概要

将来の収益を想定するには、まず「収入予測」を行い、次に「費用予測」をし、「収入予測 - (マイナス) 費用予測」を「収益予測」と算定した上で、現

在価値に割り引く（割引率）必要がある。

(3) (財) 知的財産研究所版の構造及び評価

第一段階においては、各ステージにおけるリスクを如何に見積もるかが問われている。基本的には、実現可能性に対するリスクが小さければ小さいほど、当該知的財産権の各評価項目が高ポイントとなる原理である。リスクが大きすぎれば、ふるい落とされてしまう。ただ、各評価項目を平行に置き、同等の基準で点数化・レーダーチャート化等に加工して評価したとしても、必ずしも複数の知的財産権を序列化するような意味での評価は可能とは言い切れないシーンが想定される。例えば、過去の技術の流れに乗らない、画期的な大発明ほど、経験則が利用できず、評価不能に陥る。あくまでも、現在までの技術の積み上げの延長線上に成立する発明等には、有効な手法と割り切るべきであろう。

第二段階の各評価手法に関しても、如何にリスクを正確に予測できるかが問われている。もちろん、本来の意味での予測は不可能ではあるが、可能な限り現実とのずれを小さくできそうな手法を選択したいとの思いが、ディスカウント・キャッシュフロー法の採用に繋がっている。ただし、ここで提示される価格は、あくまでもオークションでいうところの開始価格に相当するものと理解したい。なぜならば、この価格設定の段階を経由して、初めて市場にさらされ、買い手との交渉が開始されるからである。すなわち、売り手の「言い値」に近いものであり、感覚的には価格の上限を意味しているものである。もちろん、買い手が殺到するような価値の高い発明であれば、価格は上昇する可能性もあるが、通常は交渉の過程で値を下げるものが多いと想定される。

3. 経済的価値評価の基本的な考え方—特許庁技術懇話会版—

(1) 知的財産権の価値評価における

バリエーションの存在

特許庁技術懇話会の報告によれば、(財)知的財産

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉環境デザイン学科
(連絡先) 平野 聖 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

表1 知的財産権自体の評価

評価項目	評価要素
フェイス項目	評価者及び評価の視点
権利固有評価	権利としての技術支配力及び技術としての完成度
移転流通性評価	技術移転の信頼性及び権利の安定性
事業性評価	発明の事業化可能性及び事業化による収益性
総合評価	総合的判断

表2 知的財産権の価値評価

資産評価方法	内容
原価法（コストアプローチ）	知的財産権を生み出すために費やされたコストを価値とみなす評価方法
取引事例比較法（マーケットアプローチ）	評価知的財産権と類似の案件の実施料等の取引実例とを比較して推定する評価方法
収益還元法（インカムアプローチ）	当該知的財産権が将来生み出すであろうリターン、キャッシュフローを推定し、経済的耐用年数や割引率に基づいて現在価値を定め評価する方法

表3 各資産評価アプローチの評価

資産評価方法	長所	短所
原価法	経理帳票から抽出した客観的なデータを基礎として、経済的価値評価が比較的容易に行える	知的財産権の本来価値は、支出額に必ずしも相当しない。すなわち、付加価値部分を算出できない
取引事例比較法	当該知的財産権と類似する取引実例が存在すれば、客観的な評価が容易に行える	市場が未発達な場合、取引実例を発見することが困難である
収益還元法	付加価値部分の計測を織り込んでいるので、合理性が高い	将来の収益計測は予測が困難であり、主観的要素を排除しきれない

研究所版に示された第二段階においては、評価手法として紹介されているディスカウント・キャッシュフロー法以外にも、代替可能な複数のバリエーションが現実採用されているとする²⁾。ただし、第一段階に関しては、(財) 知的財産研究所版と共通との前提である。

(2) 知的財産権の価値評価の具体的手法

表4は、実際に実施されている知的財産権評価手法についてまとめている。いずれかの手法をメインとして採用し、サブ的にそれ以外の手法を用い、検証を行うのが通常である。

4. pl-x 社の特許価値評価手法

(1) 米国の無形資産時価評価

米国では、いち早く無形資産の時価評価に踏み

切っており、将来キャッシュフローから算出することも定められている(米財務会計基準審議会)が、これに追随する形で国際会計審査基準審議会も、無形資産の時価評価を原則とした³⁾。

米国には、知的財産の評価を専門に行う民間企業が存在するが、その一つが pl-x 社であり、同社の採用する知的財産評価手法が、TRRU メトリクスである⁴⁾。

(2) TRRU メトリクス

TRRU メトリクスは、コール・オプション理論の中のブラック・ショールズ式を利用している(表5)。

ここで問題となるのは、S すなわち技術の市場評価である。これを算定するために pl-x 社では、ピュア・プレイ企業(価値評価に理想的な企業)を想定し、その無形資産価値から推計する手法を採用している。

表4 知的財産権の価値評価の具体的手法

知的財産権の価値評価の具体的手法	内容
キャッシュフロー・ベース	当該知的財産権が今後創出すると予想されるキャッシュフローの総和を、現在価値に換算評価する
実施料率・ベース	当該市場における類似業界および類似知的財産権・知的創造物の実施料率を適用する
特許庁方式	特許権の価値＝基本額×実施料率 (実施料率＝基準率×利用率×増減率×開拓率)
知的財産管理コスト回収観点	「原価法」に準拠する方法で、企業における知的財産活動のすべてにおいてその管理コストを把握し、回収を図ろうとするもの
保有権利数と特許権価値との相関式	企業の経営状態、研究開発活動、知的財産管理のための人的・資金的投入状況についての相関関係より割り出された相関式による
株式時価総額からの価値評価	知的資産価値＝(株式価格×発行株式数) －自己資本簿価

表5 TRRU メトリクス

TRRU メトリクス (ブラック・ショールズ式)	内容
$C = SN(d1) - e^{-rt}KN(d2)$ $d1 = \left\{ \log \frac{S}{K} + \left[r + \frac{1}{2} \sigma^2 \right] t \right\} \div \sigma \sqrt{t}$ $d2 = d1 - \sigma \sqrt{t}$	S：技術の市場価値 K：製品化に必要な費用 t：製品化に必要な時間 σ：技術の市場価値の変動 r：非危険利子率（10年ものの米財務省長期証券利率） C：技術の現在価値

(3) TRRU メトリクスの評価

① TRRU メトリクスの長所

技術そのものを評価できる、「将来キャッシュフロー」の予測をしないで済む、ソフトウェアの開発により数式に必要な変数を当て嵌めれば瞬時に計算できる、さまざまな段階で適用できるというメリットがある。

② TRRU メトリクスの短所

(i) TRRU メトリクスの短所

ピュア・プレイ企業の無形資産額(＝株式時価総額-純資産額)がその企業の技術の市場価値を表すというのは、あくまでも仮説にすぎない。株価の変動要因は、当該企業の保有する技術のみに依存するわけではない。

(ii) 適用分野の限定

TRRU メトリクスでは、技術分野ごとに3社以上のピュア・プレイ企業を採用することとしているため、最低3社以上のピュア・プレイ企業を擁する技術分野以外においては、適用できない。

(iii) 主観的判断

技術の市場価値を算定する場合、当該技術分野における事業価値の分布に評価対象技術を当て嵌める段階では、当該分野に詳しい専門家の判断を仰ぐが、その際どうしても主観的な価値判断の要素を排除しきれない。

(iv) ブラック・ショールズ式の応用

例えば、原資産の市場価格がある、オプションの市場価格がある、オプションはいつでも売却可能であるといった前提は、特許には当て嵌まらない。したがって、本来株取引を想定しているブラック・ショールズ式を無条件に特許に応用してしまうことには、疑問が残る。

5. ソフトウェア(著作権)の価値評価

(1) 単純ディスカウント・キャッシュフロー法

ソフトウェア資産の評価方法には、欧米では単純ディスカウント・キャッシュフロー法が採用されている事例が多い(表6)。

表6 単純ディスカウント・キャッシュフロー法

単純ディスカウント・キャッシュフロー法	内容
$NPV = \sum_{t=1}^T C_t / (1+k)^t - I$ $I = \sum_{t=1}^T L / (1+k)^t$	C _t : 将来キャッシュフロー I _t : 投資予測 k : 資本の機会コスト

当該手法の長所としては、企業財務で一般的な手法であり評価者にとりなじみやすいこと、短所としては、寄与率の客観性が担保されにくいこと、リスク変動を無視していることが挙げられる⁵⁾。

(2) 再調達価額法

日本ユニシス(株)によると、ソフトウェアの価値評価において、比較的適切だとされているのは再調達価額法である。これは、該当ソフトウェアを新規に開発する費用を算出し、工程別工数負荷係数により積算し、その上で使用可能年数と経過年数に対応する減価要素を控除して算出する手法(コストアプローチ)である。適切である根拠として、「時価」として再調達価額法が適切としている論拠が多いこと、原価を算出するため、これまでの工数(1時間当たりの単価に作業時間を掛けて算出)、費用等のエビデンス(証拠)が採りやすいこと、恣意性が排除できることが挙げられる⁶⁾。問題点としては、収益予測に関する事項が価額に反映されない点が挙げられる。

6. 「のれん」の評価

無形資産として古くから会計上認識されてきた「のれん」について見てゆくことは、ブランドの経済的価値評価について検討する際、直接貢献するものである。

(1) 会計上の「のれん」

「のれん」を資産として計上できるのは、営業の譲渡、企業の吸収合併や有償取得の場合のみに限られる。代表的な算定方法は、平均収益年額を標準の企業利回り等の利率で還元し、算出した収益還元価額と当該企業の純資産価額の差額を「のれん」の代価とする方法である⁷⁾。

(2) 「のれん」の償却

国際会計基準においては、「のれん」の償却を認めているが、現時点では償却を認めていないわが国の企業会計基準も、今後(2005年以降)国際会計基準同様の方針に変更される可能性が高い。「のれん」

の償却を認める理由は、「のれん」は資産価値の一部であり、資産価値から切り離された「のれん」は存在し得ないとの思想に立つからである⁸⁾。

(3) 自己創設「のれん」

わが国会計基準は、現時点では自己創設「のれん」の計上を認めていない。英国会計基準では、「内部創設されたのれんは資産計上すべきではない」との見解を示しているのに対し、米国会計基準は、「特に識別可能でない、明確に寿命がわからない、または継続ビジネスに内在し企業全体に関係している(「のれん」を含む)無形資産を内部的に開発、維持、または修復するために要した費用は、発生時に損金として処理すべきである」と述べている⁹⁾。

7. 英米のブランド評価について

他のものと区別する機能が発展して成立したブランドの本質は、差別化と看做される¹⁰⁾。英米ではこのブランド機能に早くから着目し、その経済的価値をどう評価すべきか研究がなされていた。

(1) 英国会計基準

商標や商品名の意味で使用され、他の資産から分離可能であって、公正価値がある場合には、英国会計基準ではブランドを資産計上することを認めている。ただし、企業実体から分離されては存在が不可能な場合(分離不可能な自己創設「のれん」等)には、資産計上は認められない¹¹⁾。

(2) インターブランド社のブランド計測価値手法

インターブランド社(英国)の計測手法は、以下の通りである。将来に渡って予測された企業の経済利益(EP)のうち、ブランドの貢献による部分をアンケート等によって導き出し、ブランド利益とする。そのブランド利益の発現可能性を割引率とし、ブランド利益を現在価値に割引しブランド価値としている¹²⁾。ブランド利益は税引前の利益から資本コスト、OEM(相手先ブランドによる生産)供給などによって非ブランド製品から獲得された利益、組織や流通システムの効率性等に基づく要因が除外されて

表7 ブランド価値評価モデルの基本的考え方

評価段階	算定式
ブランド価値（最終段階）	$\text{ブランド価値 (BV)} = f(\text{PD, LD, ED, } r)$ PD：プレステージ・ドライバー LD：ロイヤルティ・ドライバー ED：エクспанション・ドライバー r：割引率
プレステージ・ドライバー	$\text{PD} = \text{超過利益率} \times \text{ブランド起因率} \times \text{当社売上原価}$ $= \left[\left(\frac{\text{当社売上高}}{\text{当社売上原価}} - \frac{\text{基準企業売上高}}{\text{基準企業売上原価}} \right) \times \text{当社広告宣伝比率} \right] \text{の過去5期平均} \times \text{当社売上原価}$
ロイヤルティ・ドライバー	$\text{LD} = (\text{売上原価 } \mu - \text{売上原価 } \sigma) / \text{売上原価 } \mu$
エクспанション・ドライバー	$\text{ED} = \text{海外売上高成長率及び本業以外のセグメント売上高成長率の平均}$

算出されるが、このインターブランド社の手法の短所は、ブランドの特性に左右されない利益の要因の価値をどのように算定し、控除したら良いかが分かりにくい点にある¹³⁾。また、ブランド貢献部分を抽出する際、どうしても主観的評価が入り込まざるを得ない点も、欠点とみなされよう。

(3) 米国会計基準

米国の会計基準では、ブランドを創設した費用が他の費用と区別して認識できる場合には、財務諸表に資産として計上できる可能性について、あえて肯定も否定もしていない¹⁴⁾。しかし、ブランドの意味するものが、商標や商品名などに代表され、企業実体から切り離されて売買できるようなプロダクト・ブランドであれば、資産計上の可能性があるとして良いであろう。ただし、コ・ポレート・ブランドのように企業実体と一体不可分な場合は、現時点では資産計上は認められないというべきだろう。

8. 我が国提案のブランド価値評価モデル

経済産業省企業法制度研究会・ブランド価値評価研究会が2002年6月に公表した「ブランド価値評価研究会報告書」に基づき以下、順次検討してゆく¹⁵⁾。

(1) 「のれん」との相違

「のれん」は前述したように、投資額と受入純資産との差額（投資消去差額）として認識され、それ自体を純粋に独立した資産として評価ができないのに対して、ブランドはそれ自体が識別可能であり独立評価できる点が大きく相違する。

(2) ブランド価値評価アプローチ手法

評価アプローチ手法としては、以下の二つがある。

- ① 残差アプローチ...企業全体の推定評価額から純資産の簿価を控除し、残りをブランド価値とする。
- ② 独立評価アプローチ...ブランドを独立に抽出し評価するもので、インカムアプローチのうちのプレミアム価格法を採用している。

(3) ブランド価値評価モデルの基本的考え方

同報告書によれば、ブランド価値の構成要素をブランド概念に基づき、プレステージ、ロイヤルティ、エクспанションの3つのファクターをドライバーとする関数でブランド価値を算定している（表7）。

本手法の限界としては、異なった複数の分野に進出している企業のブランド価値は、本業をベースにして単一に算定されてしまう点が挙げられる。また、複数のブランドを所有する企業については、そのシナジー効果（必ずしもプラスとは限らない）をいかに評価するかで、最終結果に相違が出る可能性があるが、効果の数値的測定が困難である。要するに、一つの業種に専念し一つのブランドを守っている古典的な企業には本手法が有効であっても、複雑な経済状況下に適応すべく進化した現代企業に対しては、単純に適用できない点が短所とされるであろう。

9. 職務発明の対価をめぐる訴訟における

知的財産権の経済的評価

近年、職務発明の扱いを不服とする従業員が所属企業に対し、相当の対価を支払うよう要求する事件が頻発している。中でも、平成15年4月22日最高裁で結審した補償金請求事件（平成13年（受）第256号）は、使用者があらかじめ定めた勤務規則等による対の額が、特許法に定める「相当の対価の額」に満たないときは、その不足額を請求することができる

表8 職務発明の対価を巡る訴訟の実例

提訴	判決	裁判所	被告	請求額	認定額
1979	83.12	東京地裁	日本金属加工	5840万円	170万円
1981	83.09	東京地裁	東扇コンクリート工業	1240万円	840万円
1989	92.09	東京地裁	カネシン	3090万円	1290万円
1991	94.04	大阪地裁	象印マホービン	1億5千万円	640万円
1991	94.05	大阪地裁	ゴーセン	1600万円	1600万円
1995	01.05	東京高裁	リンス光学工業	2億円	250万円

最高裁が初めて明言した点において、注目に値する。

発明による利益の算定にあたっては、発明の意義・有用性、特許権取得に至る経緯、特許が無効とされる可能性、発明の利用または実施態様、他企業とのライセンス契約の有無・内容等を考慮する。貢献度の認定にあたっては、発明に至るまでの企業や他の従業員の協力や関与の度合い、拒絶理由通知や異議申立の有無など特許権取得に至るまでの各段階における企業努力といった事情も考慮される。

一般に、発明者の請求額に比し、裁判所の認定する相当対価額がかなり低めであることは否めない。表8に実例をいくつか掲げておく¹⁶⁾。

ところで、最近になって、原告発明者に有利な判決が出始めた。例えば、平成16年1月29日の東京高裁判決(平成10年(ワ)第16832号 補償金請求事件 被告 日立製作所)においては、外国特許に対する対価を請求する権利を認め、1億6千万円の比較的高額な対価額(原告の請求額は9億円)を認定した。そしてその翌日、平成16年1月30日には、604億円という史上最高の金額が相当対価額として認定された判決が、東京地裁にて下された(平成13年(ワ)第1772号 特許権持分移転登録手続等請求事件 被告 日亜化学工業)。ただし、原告の請求額は200億円だったため、判決においても200億円の支払いを被告に命じている。東京地裁の判断によれば、当該発明(青色発光ダイオード)は100年に1度の大発明であり、被告に莫大な利益をもたらしたこと、そのお陰で被告は大企業に成長できたこと、原告が独力で発明を完成させていること、その対価がわずか2万円にすぎなかったこと等を勘案した上で、原告と被告の貢献度を50%ずつと見積もり、特許有効期間の20年間分のライセンス収入見込みを基に推測した総利益から算出したものである。被告はただちに控訴を決めた。今後の裁判の行方が注目される。

10. 権利侵害訴訟における知的財産権の経済的評価

(1) 知的財産権法に基づく請求等の訴額の算定方法

東京地方裁判所知的財産権部に係属する知的財産

権法に基づく請求等の訴額の算定は、特許権、実用新案権及び意匠権の場合と商標権の場合とで相違し、各々表9及び10の方法によることを原則とする¹⁷⁾。

(2) 権利侵害訴訟における知的財産権の経済的評価に関する考察

以上の権利侵害訴訟における知的財産権の経済的評価において問題となるのは、その基準となるべき「訴え提起時の年間売上高」、「訴え提起時の利益率」いずれもが被告側のデータに依存するために、原告としてはそれを入手できない以上正確な数値を出しにくい点が挙げられる。また低減率についても、一応経験則とされているがあまり根拠がなく客観性に欠ける点は否めない。しかし、比較的単純な手法であるので、専門家でなくとも容易に価額の算定ができる点は評価されよう。

11. デザインの現場における知的創造物に対する経済的評価

知的財産権の経済的価値評価を考察するにあたり、デザインの現場における報酬規定等が参考になると思われる¹⁸⁾。技術の分野では企業が技術開発を外注することは考えにくいだが、デザインの分野ではデザイン事務所等に発注することは特殊なケースとは言えない。ジャンルによっては、むしろ広く一般に行われているところである。したがって、デザイン業界においては、知的創造物(意匠、商標、サービスマーク、著作等)に対する経済的価値評価に関するノウハウやガイドラインが以前から存在する。これらは、長年に渡り使用されてきているので、安定度が高く、客観性に優れているものと認められる。しかも、会計の専門家ではなく、デザイナー自らが経済的価値評価を為す点に意義が認められる。いわば、素人が知的財産権の経済的価値評価を下す手本となり得るからである。今まで検討してきた価値評価手法は、概してかなり複雑かつ高度な計算を要求するものが多かった。また、評価専門企業によっては、独自のノウハウ(非公開)に基づき計算する場合もあり、ブラックボックス化が指摘されている¹⁸⁾。可能な限り、

表9 知的財産権法に基づく請求等の訴額の算定方法（特許権等）

ステージ	算定方法
①権利確認	i) 訴え提起時の年間売上高×訴え提起時の利益率×権利の残存年数×1/4（低減率） ii) 原告が、鑑定評価書等により、権利の評価額、取引価格を疎明したときは、その額
②権利の範囲全部につき専用実施権が設定されている場合の権利確認	i) 訴え提起時の年間売上高×実施料率×権利の残存年数×1/4（低減率） ii) (年間実施料×権利の残存年数) - 中間利息
③実施権の確認	訴え提起時の実施権者の年間売上高×訴え提起時の実施権者の利益率×権利の残存年数×1/4（低減率）
④移転登録手続請求	①～③と同様に算定
⑤抹消登録手続請求	①～③の算定結果×1/2
⑥質権の設定・移転・変更・消滅に関する登録手続請求	不動産を目的とする担保権に関する登録手続請求の方法を準用
⑦差止請求	i) 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×権利の残存年数×1/8 ii) 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の利益率×権利の残存年数×1/8 iii) (年間実施料相当額×権利の残存年数) - 中間利息
⑧差止請求権の不存在確認	原告の訴え提起時の年間売上額×原告の訴え提起時の利益率×被告の権利の残存年数×1/8
⑨信用回復措置の請求	信用回復のための広告等その措置に要する費用が認定できる場合はその額とし、措置の性質上、要する費用が認定できない場合、または、算定が著しく困難な場合は95万円

だれもが手軽に価値評価できれば、それに越したことはないし、上述したさまざまな価値評価手法を簡便に検証する道具としてこの報酬規定等を利用することも、十分可能ではないかと思われる。

(1) JAGDA 及び JAD のデザイン制作料金算定基準

JAGDA(日本グラフィックデザイナー協会)は、1983年にデザイン制作料金の算定基準を作成し、会員に周知徹底を図っている(表11)。

また、JAD(日本インテリアデザイナー協会)では、インテリアデザインとプロダクトデザインとに分けて、デザイン料のガイドラインを設定している(表12, 13)。

(2) デザイン報酬規定の特徴

JAGDA はコストアプローチを、JAD は経験則に基づくマーケットアプローチを基本的に採用して

いることが読み取れるが、それぞれの報酬規定に共通する特徴として、各手法にデザイナーの能力を組み込んでいる点が挙げられる。JAGDA の場合には「Y: 質的指数」として現れ、JAD の場合には「種別」、「デザイナーの地位」として現れている。これは、いわばデザイナーの自己主張(自負)の現われであって、主観的な要素を排除することは困難であろう。この点は短所となり得るが、現実問題として、最終的にはクライアントとの折衝で報酬が決定されるのであろうから、自ずと妥当な指数等に落ち着くものと想定される。また、JAD のプロダクトデザイン売り渡し制度には知的財産権料が組み込まれている点、注目に値するが、その算定基準が不明であるのは残念である。ただし、売り渡し制度は例外的であって、実施権の設定制度を原則としている点で、むしろ知的財産権を可能な限り大切に扱おうとの其本的な姿勢が見えてくる。このロイヤルティ契約的な考え方は、発明者褒賞制度や職務発明の対価に反映させることで、

表10 知的財産権法に基づく請求等の訴額の算定方法（商標権）

ステージ	算定方法
①権利確認	i) 訴え提起時の年間売上高×訴え提起時の利益率×10年×1/5（低減率） ii) 原告が、鑑定評価書等により、権利の評価額、取引価格を疎明したときは、その額
②権利の範囲全部につき専用実施権が設定されている場合の権利確認	i) 訴え提起時の年間売上高×実施料率×10年×1/5（低減率） ii) 年間実施料×10年×0.8
③使用権の確認	訴え提起時の使用権者の年間売上高×訴え提起時の使用権者の利益率×10年×1/5（低減率）
④移転登録手続請求	①～③と同様に算定
⑤抹消登録手続請求	①～③の算定結果×1/2
⑥質権の設定・移転・変更・消滅に関する登録手続請求	不動産を目的とする担保権に関する登録手続請求の方法を準用
⑦差止請求	i) 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10 ii) 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の利益率×10年×1/10 iii) 年間使用料相当額×10年×0.8
⑧差止請求権の不存在確認	原告の訴え提起時の年間売上額×原告の訴え提起時の利益率×10年×1/10
⑨信用回復措置の請求	信用回復のための広告等その措置に要する費用が認定できる場合はその額とし、措置の性質上、要する費用が認定できない場合、または、算定が著しく困難な場合は95万円

表11 デザイン制作料金算定基準（JAGDA）

制作料金算出式	内容
$X=aY+b+aYZ+C$	X：制作料金 a：作業料（クリエイティブ作業） b：作業料（ルーティンワーク・一般的作業） Y：質的指数（1以上、能力に応じ増減） Z：量的指数（印刷部数等最終制作数量） C：支出経費

技術者の了解を得られやすいのではあるまいか。

12. まとめ

本稿においては、知的財産権の経済的価値評価の手法に関して、網羅的に検討してきた。金融スキームに関係しそうな分野に限定しても、さまざまな手法が乱立し、百花繚乱の体を成している観があるが、今後、これらの価値評価手法自体が市場に評価され淘汰が進むものと思われる。ただ、本来ひとり知的

財産権の評価のみが困難な訳ではないはずである。例えば、土地や株の評価を見ても、もともとはそうたやすいものではなかった。長年の試行錯誤や専門家（不動産鑑定士等）の育成が効を奏し、それらの今日の状況を作り上げたのである。その過程を、これから知的財産権の分野が迎ろうとしているのである。現に、特許流通アドバイザー制度の創設（1997年）等、インフラは整備されつつある。現時点ではその不確実性がボトルネックとされている経済的価

表12 インテリアデザイン制作料金算定基準 (JIDA)

方法	内容
工事費による報酬率を基準とする法	種別(難易度に応じて1類から6類まで)と工事費(500万円から10億円以上まで6段階)の組み合わせから報酬率を見出し、総工事費に掛け合わせて算出 例) ホテル客室(3類)・工事費500万円 →19% ∴95万円
デザイナー地位別日額人件費による法	種別(難易度に応じて1類から6類まで)と工事費(500万円から10億円以上まで6段階)の組み合わせから指数を見出し、デザイナーの地位(6種類)に応じた単価と掛け合わせて算出 例) チーフデザイナー(単価5万1千円)・事務室(2類)・工事費1000万円

表13 プロダクトデザイン制作料金算定基準 (JIDA)

方法	内容
実施権の設定制度	年間生産見込み額に応じロイヤルティ料率を設定しこれに契約金等を加算
売り渡し制度	デザイン料+相談料+研究委託料+知的財産権料+諸費用

値評価手法は、技術移転(大学 TLO は2004年7月現在37団体が承認済みである²⁰⁾)事例増加や知的財産権の証券化(2003年、松下グループ企業であるスカラ株式会社の特許権を原資産とする事例を嚆矢とする²¹⁾)推進等を契機として知的財産権の流通市場が確立するにつれ、より確実性を高めるであろうし、それがまた呼び水となって知的財産権を金融担保(とりわけ譲渡担保権設定が想定されるが、)として利用する事例は増大してゆくであろう。

13. おわりに

本研究では、知的財産権の金融担保化を推進するにあたり必要不可欠と思われる知的財産権の経済的価値評価の問題を考察してきた。この点を解決するにあつ

てはやはり、知的財産権の流通性の向上、すなわち市場の確立が急務となろう。さいわいにも、政府も本腰を入れて、知的財産権市場確立へ向けて環境整備に取り組む姿勢を示している(知的財産権基本法第19条参照)。また「青色発光ダイオード事件」等により、知的財産権の経済的価値評価に対する国民の関心の度合も急速に高まりつつある。今後期待される当該問題に関する活発な議論を、継続的に注目して行きたい。

なお本研究は、平成15年度岡山大学大学院法学研究科法務専攻修士課程に提出した学位論文の一部に加筆、修正を加えたものである。

文 献

- 1) 鎌田薫 編：知的財産担保の理論と実務 —IIP 研究論集2—、初版、(財)知的財産研究所、東京、1997。
- 2) 山中唯義・須貝英雄：知的財産権の価値評価。特許懇 第222号、特許庁技術懇話会、東京、10-15、2002。
- 3) 岡田依里：企業評価と知的資産、改訂版、税務経理協会、東京、3、2003。
- 4) 渡辺俊輔：知的財産 戦略・会計・評価、初版、東洋経済新報社、東京、142、2002。
- 5) 情報システムコントロール協会大阪支部ホームページ (<http://www.isaca-osaka.org>) より(2003. 8. 14)
- 6) 日本ユニシス(株)ホームページ (<http://www.unisys.co.jp>) より(2003. 8. 14)

- 7) 飯野利夫監修：体系簿記論1 基礎取引処理編，初版，税務経理協会，東京，169，1990．
- 8) 山本大輔，森智世：入門 知的資産の価値評価，初版，東洋経済新報社，東京，36，2002．
- 9) 山本大輔，森智世：入門 知的資産の価値評価，初版，東洋経済新報社，東京，40，2002．
- 10) 岡田依里：企業評価と知的資産，改訂版，税務経理協会，東京，15，2003．
- 11) 山本大輔，森智世：入門 知的資産の価値評価，初版，東洋経済新報社，東京，43，2002．
- 12) 山本大輔，森智代：入門 知的資産の価値評価，初版，東洋経済新報社，東京，43，2002．
- 13) 岡田依里：企業評価と知的資産，改定版，税務経理協会，東京，131，2003．
- 14) 山本大輔，森智世：入門 知的資産の価値評価，初版，東洋経済新報社，東京，40，2002．
- 15) 広瀬義州，吉見宏：日本発ブランド価値評価モデル，初版，税務経理協会，東京，157，2003．
- 16) 最高裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) より (2003. 8. 14)
- 17) 最高裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) より (2003. 8. 14)
- 18) 日経デザイン編集部：特集 デザイン料．日経デザイン，日系 BP 社，東京，26，1998．
- 19) 鈴木公明：知的財産の価値評価，初版，IMS 出版，東京，59，2003．
- 20) 特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp>) より (2004. 8. 12)
- 21) 鈴木公明：知的財産の価値評価，初版，IMS 出版，東京，30，2003．

(平成16年11月30日受理)

Evolution of Economic Value for Intellectual Property Rights

Kiyoshi HIRANO

(Accepted Nov. 30, 2004)

Key words : intellectual property rights, evolution of economic value, patent, design, brand

Correspondence to : Kiyoshi HIRANO

Department of Medical Welfare Environmental Design
Faculty of Medical Welfare, Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.14, No.2, 2005 451-460)